

○裁判員制度について

Q 裁判員制度とはどのような制度ですか？

A 個別の事件について、国民の皆さんから選ばれた6人の裁判員の人に、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。

Q 裁判員裁判はどのような事件を扱うのですか？

A 裁判員裁判の対象事件は、国民の関心の高い一定の重大な犯罪に関する刑事訴訟事件であり、具体例は以下のとおりです。

- ① 人を殺した場合（殺人）
- ② 強盗が人に怪我をさせ、あるいは死亡させた場合（強盗致死傷）
- ③ 飲酒運転で人をひき、死亡させた場合（危険運転致死）
- ④ 人が住んでいる家に放火した場合（現住建造物等放火）等です。

ただし、このような事件であっても、被告人の言動等により、裁判員やその家族に危害が加えられたり、生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあるような事件は、裁判官のみで裁判を行うことがあります。

Q どのような人が裁判員に選ばれるのですか？

A 衆議院議員の選挙権がある人であれば、原則として誰でも裁判員になることができ、くじにより無作為に選ばれます。

ただし欠格事由のある人（禁錮以上の刑に処せられた人など）や就職禁止事由のある人（国会議員や司法関係者など）等は、裁判員になることはできません。

Q 裁判員等に選ばれる確率はどれくらいですか？

A 平成26年に裁判員等に選ばれた人は、約6,938人でした。これを前提にすると、裁判員等に選ばれる確率は、全国で1年当たり、全有権者の10,800人に1人程度（約0.009%）となります。

Q 裁判員（候補者）はどこ裁判所に行くのですか？

A 裁判員裁判は、地方裁判所の本庁50か所（主に都道府県庁所在地）、地方裁判所の支所10か所で行われます。

刈谷市にお住まいの人は、名古屋地方裁判所岡崎支部（岡崎市明大寺町奈良井3番地）に行ってくださいことになります。

Q 裁判員を辞退することはできますか？

A 裁判員に選ばれたら、原則として辞退できないことになっています。ただし、70歳以上の人、学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学している場合）、重い病気又は怪我などにより裁判所に出頭することが難しい人及び同居の親族の介護・養育をしなければ支障がでる人などは辞退することができます。

なお、単に「仕事の都合」や「家庭の事情」という理由で辞退することができない場合があります。

Q 裁判員は何日くらい裁判に参加するのですか？

A 実際の裁判の日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概には言えませんが、約7割の裁判は3日以内に、約9割の裁判は5日以内終わると見込まれています。

1日にどのくらいの時間、裁判を行うかも事件の内容により異なりますが、通常は5～6時間程度かかると見込まれています。